

令和2年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等				
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号			
1	R3.1.26	R3.2.3	東京都知事（○）第〇〇号 〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 ・平成29年7月12日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書	23	1															(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部住宅企画部不動産課	
2	R3.1.29	R3.2.8	都営住宅31H-107東（北区桐ヶ丘一丁目GW05街区）屋内電気設備工事の工事費内訳書の全て	※	1															—	住宅政策本部東部住宅建設事務所設備課	
3	R2.12.17	R3.2.10	(1) サービス付き高齢者向け住宅整備事業 市区町村への意見聴取申請 受付カード (2) サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市区町村意見聴取申請書 (3) 30都市住民第1053号 国土交通省所管のサービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市区町村への意見聴取について [(仮称) 〇〇] (4) 国土交通省所管のサービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市区町村への照会について (依頼) (平成30年12月21日付通知) (5) 30都市住民第1116号 国土交通省所管のサービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市区町村への意見聴取結果の送付について [(仮称) 〇〇] (6) サービス付き高齢者向け住宅整備事業(国土交通省所管)に係る市区町村への意見聴取結果の送付について (平成30年1月9日付通知)	55	1						1	1								(7条2号) 氏名及びメールアドレスは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。設計図は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。	住宅政策本部住宅企画部民間住宅課	
4	R3.2.4	R3.2.12	東京都知事（○）第〇〇号 有限会社〇〇に係る次の公文書 ・平成31年4月12日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書のうち略歴書	1	1							1								(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部住宅企画部不動産課	
5	R3.2.4	R3.2.12	東京都知事（○）第〇〇号 〇〇株式会社に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 ・平成30年6月27日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書	41	1							1								(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部住宅企画部不動産課	
6	R3.2.15	R3.2.16	(1) 日野新井アパート建替に伴い2月16日入居許可で移転する皆様へ 保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（1月15日）(2) 保証金納付通知と鍵渡しのお知らせ（1月4日）(3) 田柄二丁目アパート建替に伴い2月1日入居許可で移転する皆様へ 引越しに際してのお願い（1年25日）(4) 多摩ニュータウン愛宕団地1-3-1、1-3-2号棟にお住いの皆様 移転先住宅見学会のお知らせ（1月15日）(5) 多摩ニュータウン愛宕団地1-3-1、1-3-2号棟の皆様 追加移転先住宅（対象者限定）、見学会、抽選部屋決め会について（事前通知）（2月8日）	51	1																—	住宅政策本部西部住宅建設事務所管理課
7	R3.2.16	R3.2.16	(1) 保証金納付通知と鍵渡しのお知らせ（1月4日）(2) 田柄二丁目アパート建替に伴い2月1日入居許可で移転する皆様へ 引越しに際してのお願い（1年25日）(3) 日野新井アパート建替に伴い2月16日入居許可で移転する皆様へ 保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（1月15日）(4) 多摩ニュータウン愛宕団地1-3-1、1-3-2号棟にお住いの皆様 移転先住宅見学会のお知らせ（1月15日）(5) 多摩ニュータウン愛宕団地1-3-1、1-3-2号棟の皆様 追加移転先住宅（対象者限定）、見学会、抽選部屋決め会について（事前通知）（2月8日）	51	1																—	住宅政策本部西部住宅建設事務所管理課
8	R3.2.10	R3.2.22	東京都知事免許宅地建物取引業者リスト（令和3年2月10日現在）	※	1															—	住宅政策本部住宅企画部不動産課	

令和2年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
9	R3.1.14	R3.2.24	(1)事業実績報告書（〇〇株式会社 平成30年度）(2)事業実績報告書（〇〇株式会社 令和元年度）(3)事業実績報告書（特定非営利活動法人〇〇 平成30年度）(4)事業実績報告書（特定非営利活動法人〇〇 令和元年度）(5)事業実績報告書（特定非営利活動法人〇〇 平成30年度）(6)事業実績報告書（特定非営利活動法人〇〇 令和元年度）(7)事業実績報告書（社会福祉法人〇〇 平成30年度）(8)事業実績報告書（社会福祉法人〇〇 令和元年度）(9)事業実績報告書（特定非営利活動法人〇〇 令和元年度）(10)事業実績報告書（特定非営利活動法人〇〇 令和2年度）(11)事業実績報告書（株式会社〇〇 平成29年度）(12)事業実績報告書（株式会社〇〇 平成30年度）(13)事業実績報告書（株式会社〇〇 令和元年度）(14)事業実績報告書（一般社団法人〇〇 平成30年度）(15)事業実績報告書（一般社団法人〇〇 平成31年度）(16)事業実績報告書（〇〇 平成30年度）(17)事業実績報告書（〇〇 令和元年度）(18)事業実績報告書（特定非営利活動法人〇〇 平成30年度）(19)事業実績報告書（特定非営利活動法人〇〇 令和元年度）(20)事業実績報告書（株式会社〇〇 平成30年度）(21)事業実績報告書（株式会社〇〇 令和元年度）(22)事業実績報告書（特定非営利活動法人〇〇 平成30年度）(23)事業実績報告書（特定非営利活動法人〇〇 令和元年度）(24)事業実績報告書（株式会社〇〇 平成30年度）(25)事業実績報告書（株式会社〇〇 令和元年度）(26)事業実績報告書（〇〇協同組合 平成30年度）(27)事業実績報告書（〇〇協同組合 令和元年度）(28)事業実績報告書（一般社団法人〇〇 平成30年度）(29)事業実績報告書（一般社団法人〇〇 令和元年度）(30)事業実績報告書（特定非営利活動法人〇〇 平成30年度）(31)事業実績報告書（特定非営利活動法人〇〇 令和元年度）(32)事業実績報告書（公益財団法人〇〇 令和元年度）(33)事業実績報告書（一般社団法人〇〇 平成30年度）(34)事業実績報告書（一般社団法人〇〇 令和元年度）(35)事業実績報告書（一般社団法人〇〇 令和2年度）(36)事業実績報告書（〇〇株式会社 令和元年度）(37)事業実績報告書（株式会社〇〇 平成30年度）(38)事業実績報告書（株式会社〇〇 令和元年度）(39)事業実績報告書（特定非営利活動法人〇〇 令和元年度）(40)事業実績報告書（一般社団法人〇〇 令和元年度）(41)事業実績報告書（特定非営利活動法人〇〇 令和元年度）(42)事業実績報告書（株式会社〇〇 令和元年度）(43)事業実績報告書（株式会社〇〇 令和2年度）(44)事業実績報告書（一般社団法人〇〇 令和元年度）	※													（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部住宅企画部民間住宅課
10	R3.2.16	R3.2.24	東京都知事（〇）第〇〇号 〇〇株式会社に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 （1）令和2年12月25日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 （2）令和3年1月8日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	18		1											（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部住宅企画部不動産課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が「不存在」の場合や「存否応答拒否」の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。